

公益財団法人岩手県福祉基金助成事業実施要綱の運用基準

1 助成対象事業（第2条関係）

- (1) 国または地方公共団体の補助制度による補助、公益財団法人いきいき岩手支援財団、特定公益信託いわてNPO基金等、他の助成を受けている事業は助成対象としない。
- (2) 要綱別表中区分の(1)(3)(4)の事業で、備品購入が大半を占める事業（助成額の概ね半分以上）は助成対象としない。

2 助成対象経費（第4条関係）

次に掲げる経費は助成対象としない。

- ① 法人又は団体の運営事務に関する経費（職員給与、役職員報酬、諸手当、法定福利費、退職積立金、退職手当金、家賃、光熱水費、電話・FAX料金、理事会・評議員会・役員会等の開催経費、事務諸費等）
- ② 不動産取得費、補償及び賠償金、償還金及び利子、投資及び出資金、寄付金等
- ③ 下部組織等に対する助成金や補助金
- ④ 市町村支部又はブロック支部、関連団体に対する助成金や補助金
- ⑤ 各種大会及び研修会への参加経費（北海道・東北ブロック大会及び研修会・会議、全国組織の大会及び研修会・会議への参加にかかる旅費、参加費等の経費）

3 助成期間（第5条関係）

- (1) 前年度の事業実施効果が高く、継続して事業を実施することが必要と認められる事業については、翌年度継続して助成することができるものとする。
- (2) 前項の場合、同一事業に対する助成は、3年までを限度とする。（ただし、要綱別表中区分(1)の広報発行事業を除く）

4 要望の受付（第7条関係）

- (1) 助成金交付要望書の受付は、原則として年1回とする。
- (2) 受付期間は12月上旬から翌年1月中旬までとする。

5 助成金の額（第8条関係）

- (1) 助成事業1件あたりの助成金額は30万円を上限とし、助成事業が広報紙等の発行に限られる場合は20万円を上限とする。
- (2) 要綱別表中区分(1)の②の事業については、100万円を上限とする。
- (3) 同一の団体が要綱の別表に掲げる複数の区分に助成要望することができるものとする。

6 実施時期

この運用基準は平成27年4月1日から施行し、平成28年度助成事業の募集から適用する。